

第24回  
女性に対する暴力に関する専門調査会  
(第23回 調査会における資料要求)

PTSD以外の精神障害に陥らせた行為が  
傷害罪にあたるとされた事例について

法務省

▽いわゆるいやがらせ電話による精神衰弱症に陥らせた行為が、傷害罪に当たるとされた

## 事例

(傷害、脅迫被告事件、東京地裁昭五  
一七部二係判決、有罪(確定))

本件の所為は、勤務先の社長、上司から叱責されたことを恨んだ被告人が、約半年間ほぼ連日になり、深夜から早朝にかけて、社長宅に電話をかけ、同人の妻らが受話器を取り上げて応待した場合は、無言で電話を切り、応待しない場合には、電話の呼出音を鳴らし続けたというものである。その結果、同女は精神衰弱症に陥った。右の所為は、傷害罪に当たるとして、検察官はこれを起訴し、本判決も同罪の成立を認めた。

いわゆるいやがらせ電話がいかなる犯罪に当たるかについては困難な問題がある。偽計による業務妨害罪の成立を認めた裁判例はあるが、本件のように傷害罪の成立を認めた裁判例は、公刊物を見る限り、おそらく初めてであると思われる。ところで、本判決が、いざからせ電話による精神衰弱症

行為とみたのか、あるいは、これを暴行とみて、結果的加重犯としての傷害を認めたものか、判文上必ずしも明らかでない。前者だとすれば、やはるかが、まず問題となる。「傷害罪は他人の身体の生理的機能を毀損するものである以上、その手段が何であるかを問わない」とするのが判例である

(最二判昭27・6・6刑集六・六・七九五)。したがって、実行行為性は肯定し得ると考えられるが、ただ本件のような場合においては、故意があつたかについてはなお検討を要するところであろう。後者の立場だとすると、本件のような電話がはたして暴行に当たるかをなお問題とする余地があると思われる。なお、事案は異なるが、音による暴行罪の成立を認めた上、傷害罪の成立を否定した事例として、大阪地判昭42・5・13下刑集九・五・六八一、本誌四八七・七〇(その控訴審判決は、大阪高判昭45・7・3大阪高検速報四五年二六号)がある。

いわゆるいやがらせ電話を含めて、電話による犯罪に関しては、いかなる規制をすべきか、現在種々の研究が行われているという。本件も、一つの参考事例を提供するものであって、実務上も、また、右の研究の上でも、注目に値するものといえよう。

【主文】被告人を懲役一年に処する。この裁判の確定した日から四年間右刑の執行を猶予する。

【理由】(罪となるべき事実)

被告人は、昭和五一年一二月ころから帝

国インキ製造株式会社三鷹工場で工員として勤務していた者であるが、同社社長澤登千明が同工場を巡回する際、しばしば同社

長から注意を受け、その都度上司から叱責されたことから、同社長を恨み、同人に報復しようと考へ、

第一 昭和五三年一〇月初めころから同五年四月一九日ころまでの間、ほぼ連日により、深夜から早朝にかけて、肩書自宅又は付近の公衆電話から、東京都葛島区要町二丁目一二番七号澤登千明方(電話番号九五七局七・八五七番)に電話をかけて同人の方の電話の呼出音を鳴らし、同人の妻ゆけ放しにして同人の方の電話の呼出音を鳴らし続け、よつて、右ゆきに著しく精神的不安感を与えて、かつ不眠状態に陥れるなどして同女の心身を極度に疲労させた結果、同女に対し加療約三週間に要する精神衰弱症の傷害を負わせ

第二 昭和五三年一一月一三日から同五年一月五日までの間、前後三回にわたり、右同社の取引先である東京都葛飾区青戸七丁目三二番一号東洋インキ製造株式会社青戸工場に対し、「帝国インキとの取引をやめなければ東洋インキの青戸工場を爆破

する」旨記載した脅迫文書を郵送して同工場長柏岡暁らにこれらを閲読させ、もつて、同人らに對し同工場の財産及び右柏岡らの生命・身体等に危害を加うべき旨を告げたものである。

【主文】被告人を懲役一年に処する。この裁判の確定した日から四年間右刑の執行を猶予する。

【理由】(罪となるべき事実)

被告人は、昭和五一年一二月ころから帝國インキ製造株式会社三鷹工場で工員として勤務していた者であるが、同社社長澤登千明が同工場を巡回する際、しばしば同社長から注意を受け、その都度上司から叱責されたことから、同社長を恨み、同人に報復しようと考へ、

第一 昭和五三年一〇月初めころから同五年四月一九日ころまでの間、ほぼ連日により、深夜から早朝にかけて、肩書自宅又は付近の公衆電話から、東京都葛島区要町二丁目一二番七号澤登千明方(電話番号九五七局七・八五七番)に電話をかけて同人の方の電話の呼出音を鳴らし、同人の妻ゆけ放しにして同人の方の電話の呼出音を鳴らし続け、よつて、右ゆきに著しく精神的不安感を与えて、かつ不眠状態に陥れるなどして同女の心身を極度に疲労させた結果、同女に対し加療約三週間に要する精神衰弱症の傷害を負わせ

第二 昭和五三年一一月一三日から同五年一月五日までの間、前後三回にわたり、右同社の取引先である東京都葛飾区青戸七丁目三二番一号東洋インキ製造株式会社青戸工場に対し、「帝国インキとの取引をやめなければ東洋インキの青戸工場を爆破

判示第一の事実につき

刑法二〇四条、罰金等臨時措置法第三条一項一号(懲役刑選択)

判示第二の事実につき

刑法二二二条一項、罰金等臨時措置法第三条一項一号(懲役刑選択)

併合罪の処理

刑法四五条前段、四七条

判示第三の罪の刑に加重

刑法二二二条一項、罰金等臨時措置法第三条一項一号(懲役刑選択)

判示第一の罪の刑に加重

刑法二二二条一項、罰金等臨時措置法第三条一項一号(懲役刑選択)

判示第二の事実につき

刑法二二二条一項、罰金等臨時措置法第三条一項一号(懲役刑選択)

判示第三の罪の刑に加重

そこで、主文のとおり判決する。

(裁判官 竹田 央)

刑事裁判例

一連の嫌がらせ行為により不安及び抑うつ状態に陥らせた行為が、傷害罪に当たるとされた事例

〔名古屋地裁平四(わ)第二〇四号、平四(わ)第四四四号、器物損壊、傷害被告事件、平六・一・一八 刑事第三部判決、有罪確定〕

参照条文

刑法二一〇四条

〈解説〉

本判決は、警備員として稼働していた被告人が、会社を退職せざるを得なくなつたのは、当時の上司であつた被害者の策略によるものと思ひ込み、約七か月間、ほぼ連日になつて、被害者方付近を徘徊し、被害者方に向かつて「ばかやろう。」「どうぼう。」などと怒号し、付近の鉄板を足で踏み鳴らし、ダンプカーを運

為であり、生理的機能を害する手段には無形的手段も含まれるとして、被告人の一連の行為を全体として無形的手段による傷害罪の実行行為としてとらえている。傷害罪は、他人の身体の生理的機能を毀損するものである以上、その手段が何であるかを問わないのである（最一小判昭27・6・6刑集六巻六号七九五頁）、暴行、即ち人の身体に対する有形力の行使ばかりでなく、それ以外の無形的な手段によつてもなされ、人に恐怖感を与えたり、人を驚愕させて、精神的障害を生じさせた場合がその例に当たることは一般的に認められており、本判決の場合も傷害罪の実行行為性は肯定できる。なお、騒音につ

転して被験者方立開先で急停車や空ぶかしを繰り返し、自転車のベルを鳴らして騒音を発するなどの一連の嫌がらせ行為により、被験者に入院加療約三ヶ月間を要する不安及び抑うつ状態の傷害を負わせたとして、傷害罪の成立を認めたものである。

# 刑事裁判例

五九年六号)。

傷害罪の故意について、暴行による傷害の場合には、暴行の故意で足りるというのが判例の見解であり(最一小判昭22・12・15刑集一巻八〇頁など)、本件のように暴行以外の方法による傷害の場合には、傷害の故意を要することになる。本判決は、従前の被告人の被害者に対する嫌がらせ行為、本件嫌がらせ行為自体の内容、被害者がストレス性疾患で苦しむことは被告人の希望と一致すること、捜査段階における被告人の供述調書の内容等から、傷害罪の未必的故意が認定できるとした。本判決は、傷害の結果について、被害者が実際に入院しているところ、被害者を診察、治療した医師の証言等により、不安及び抑うつ状態の傷害が発生したものと認定し、行為と結果との因果関係については、いわゆる折衷的相当因果関係説の立場から、通常人であれば知り得た事情ばかりでなく

く、行為者が特に知っていた事情をも考慮し、医師の証言等により因果関係の存在を認めた。

参考判例として、いやがらせ電話により精神衰弱症に陥らせた行為が傷害罪に当たるとした事例があり（東京地判昭54.8.10判時九四三号一二二頁）、参考文献として香川達夫「無形力行使と傷害」警研五二巻八号三頁がある。また、いやがらせ電話に関する文献として渥美東洋ほか「迷惑電話の実態と対策（座談会）」（シリ七一二三号六三頁、渥美東洋「電話の利用と犯罪」シリ七二三号八四頁があり、右各文献では、いやがらせ電話により精神神経症等の傷害を負わせたとして神戸で起訴された事例が紹介されている。

主文  
被告人を懲役二年六月に処する。  
未決勾留日数中四七〇日を右刑に算入する。

理  
由

## 理由

被告人は、名古屋市熱田区の中学校を卒業後次兄Aが経営する八百屋の手伝等をしていたが、トヨタ自動車販売株式会社で警備員をしていた長兄Bの紹介で、昭和四九年一二月から同社の子会社である有恒不動産株式会社の警備員として稼働することになった。一 方、C（大正九年三月一一日生）は昭

が、昭和五一年四月警察官を辞め、警察時代の先輩が警備部長を務める前記有恒不動産に警備部課長職として入社した。同社の警備部は、親会社であるトヨタ自動車販売の施設の警備をその業務とするもので、昭和五二年四月Dも課長職となり、Cが第一課長として警備員の教育監督、人事等を担当し、Dが第二課長として警備員の勤務割り、報告願いの受理等の庶務、涉外を担当していた。

昭和五一年八月、被告人が同僚の態度に立腹し職場放棄をしたため、警備部内で被告人の処分が問題となつたが、結局被告人から始末書を提出することで他に処分はなされなかつた。被告人は、昭和五二年八月二四日から同年一〇月二一日までの間、飲酒が原因で桶狭間病院精神科に入院し、同年一月Cから求められて禁酒や同僚との協調を約する誓約書を提出した上、職場復帰した。被告人は、同年一二月の警備部忘年会の際乱れたこともあつたが、昭和五四年三月二二日から再び心神の病気のため約三か月間欠勤し、同年六月Cから求められて、兄B及びAが保証人として立会いの下、今後自己の不注意により健康を害し、会社に迷惑をかけた場合には進退について考えるとの内容の誓約書を提出し、職場に復帰した。

被告人は、昭和五五年六月四日前半、一時三〇分ころ、会社に電話をかけ、翌日の勤務につき年休を取りたい旨申

し出で、その日出勤しなかつたため、同月六日Cは被告人から事情を聴取し、被告人が一月半位前から会社との約束を破つて飲酒していたこと、前記欠勤前日には妻と口論し、外出して深酒をしたので欠勤を申し出たことの報告を受けた。Cは、被告人が誓約書に違反したことから雇用継続の適否を判断するため前記桶狭間病院に電話して通院状況等を調査し、同月二十四日、被告人のほかその妻、兄A、同年四月に就任したE警備部長、C、D第二課長が協議した結果、被告人の改善を期待し、雇用継続されることで決着した。ところが同年一〇月一日、被告人は会社に対し、ここ何日かの心神の不調を訴えて同日の夜勤を休みたい旨申し出たため、CやE警備部長らは被告人の心神の状態を不安視し、被告人の妻や兄Aに被告人の状態を問い合わせたりし、被告人の退職問題が再び浮上した。ここに至り、被告人の兄や母は被告人に退職するよう勧め、被告人は同月七日退職届を提出し依頼退職の形で会社を退職した。

屋市瑞穂区村上町（番地略）所在のC方居宅を訪れ、玄関や応接間の硝子に投石したが、Cが告訴を思い止まつたため刑事事件とならなかつた。被告人はその後もC方に電話をかけるなどして嫌がらせを続け、昭和五七年一二月一六日にはC方居宅の庭の松の枝を鋸で切り落としたため現行犯逮捕され、昭和五八年二月二四日名古屋地方裁判所で器物損壊罪により懲役五月に処せられ、同年六月二七日満期出所した。

Cは、昭和五〇年から一戸建ての前記居宅（昭和六二年から六三年にかけて二階建てに増築）に妻F（昭和二年四月二十五日生）と二人暮らしあつたが、昭和五九年三月末で有恒不動産を退職して無職となり、他方同年四月から長男G（昭和二五年二月一六日生）とその妻H（昭和三〇年二月一八日生）、その長男I（後記犯行当時小学校三年生）、長女J（同、幼稚園児）が右居宅に同居するよになつた。被告人は、昭和四年Kと結婚し昭和四八年から長男を儲けたが、昭和五九年六月同女と協議離婚し、長男も同女が引き取つた。被告人は、同年夏から秋にかけてC方に嫌がらせ電話を執拗にかけ続け、昭和六二年一月一六日にはC方居宅の屋根瓦一〇枚を剥がし投げ捨てられた。被告人は、昭和六三年三月一日満期出所したが、出所当日早速C方に出向い、一日同裁判所で住居侵入、建造物損壊の各罪により懲役一年に処せられた。

C方付近を徘徊したり嫌がらせ電話をかけたりし、同年七月にはC方向かいの駐車場を借り受け、廃車を持ち込んで車内で寝泊まりしてCに自己の存在を殊更誇示した。なお、同年の三月から六月にかけて、Cは、三〇〇〇円から二万円の範囲で数回被告人に金をやつたり、被告人を近くの喫茶店に連れて行き、飲食代金を負担してやるなどして、被告人の嫌がらせを止めさせようと懐柔策を取つたが、成功しなかつた。同年七月二七日、被告人は、車内で寝泊まりしていることに気づいた駐車場の貸主から契約違反として退去を求められ、これをCの差しがねと邪推して直ちにC方玄関先に怒鳴り込み、玄関戸を足蹴りするなどしたためまたもや現行犯逮捕され、同年一二月二三日同裁判所で住居侵入罪により懲役八月に処せられた。被告人は、平成元年七月二四日満期出所後も、C方付近に訪れ、周囲を徘徊したり、怒鳴り声をあげたりして、Cに対する嫌がらせを続けたが、平成三年五月一日には、毎日Cへの嫌がらせをしようとの考へから、C方西約三〇〇メートルにあるアパートに転居するとともに近くの建物にダンプ運転手として就職した。



あつても差し支えない」と解されるところ、理的な精神的なストレスが原因で精神的障害が生じ得ることは証拠上認められるし(証人奥村透の公判供述等)、人が発する音や人の動作が他人の心理的ストレスを生じさせ、とりわけそれが同一の人に対して繰り返しなされる場合には強度の心理的なストレスとなり得ることは鑑定結果明らかである。

判示第一の被告人の一連の行為は、約七か月間の長期間、ほぼ連日にわたりて、被告人がC及びその家族に向かつて、声その他の音を発することなどの威嚇的動作によりなされたもので、これはC及びその家族の心理的ストレスを生じさせ、更には精神的障害を生じさせる現実的危険性のある行為と社会通念上評価されるものであるから、傷害罪の実行行為に当たるとして何ら差し支えない。

四 傷害の結果発生の点について  
1 まず、前掲各証拠によれば、  
次の事実が認められる。

以降、被告人から、以前とは異なり連日のように、判示第一のとおりの嫌がらせ行為を受けたため、憂うつな気分となり、中々寝つかれず、睡眠中ももの足音や風の音で目が覚めてしまつた。Cは、昼間も物音がするところがあつた。Cは、被告人が来たのではないかと思つて不安になつて外を見たりし、いつも苛々として怒りっぽくなるとともに、食欲がなくなり体重が減少した。

も、Cの前記のような食欲不振、浅薄睡眠、知覚過敏、易怒傾向などの状態に気づき、同年九月末頃医者の診察を受けるよう勧めた。

Cが右のような精神的障害の状態に陥ったのは今回が初めてであった。

(三) Cは、同年一〇月三日木村病院で診察を受け、同月六日から同所に入院したものの、同病院には精神科の専門医がないなかつたため、同病院の紹介により、同月一八日名古屋市立大学附属病院で精神科医清水将之の診断を受け、不安性障害と診断され、同医師より入院を勧められたがベッドに空きがなかつたため通院治療を受け、その後ベッドが空いたため同年一一月二六日同病院精神科に入院し、同日同科医師奥村透の診断を受け、同医師は被告人の病名を「不安及び抑うつ状態」と診断した。Cは、入院したことにより被告人の嫌がらせ行為を直接受けることがなくなり、また奥村医師から抗うつ剤、抗不安剤等の薬物の投与を受けたことから、不眠の状態が次第に改善され、抑うつ気分や不安感が次第に減少して行つた。奥村医師は右の薬物療法の他にCに対しカウンセリングも実施した。

体の機能全てを「い」と解されるから、Cに対し「不安及び抑うつ状態」という医学上承認された病名に当たる精神的・身体的症状を生じさせることが右の傷害の結果に当たることは明らかであり、その治療のために入院加療約3ヶ月間を要したことは右認定のとおりである。

因果関係の有無について

1 因果関係の有無について、条件関係の存在を前提として、我々の社会生活上の経験に照らし、通常その行為からその結果が発生することが相当と見られる場合に法的意味での因果関係の存在が認められると解されるところ、右相当性の有無を判断する基礎としては、行為の際に通常人であれば知り得たであろう一般的な事情のみならず、行為者が特に知っていた事情をも考慮すべきである。ところで、被告人との間の長期間にわたる人間関係の詳細を、右関係の当事者である被告人が十分知っていたことは明らかであり、被告人は平成三年五月一日頃以前の時期における右人間関係の中でCが心理的ストレスを受けていたというう事情をも知っていたと推認することがでありますので、相当性の有無の判断は、右事情をも考慮してなされるべきである。

2 本件について因果関係の有無を検討するに、前掲各証拠によれば、被告人の嫌がらせ行為が昭和五六年以降繰り返された状況は、Cの努力では改善できない事態が長期間継続した状

（四）Cは、症状が改善したため、平成四年三月三日右病院を退院し、その後も一、二週間に一回位同病院に通院し、処方された薬の服用を続けた。

あり、前記清水医師も奥村医師とほぼ同様の病名を診断したことの事実が認められ、これを専門家の医学的な判断として取り扱うことには合理的な疑問はない。しかし挾むべき事情は存しない。前記の認定のとおり、被告人の嫌がらせ行為から隔離することや薬物療法によつてCの症状が改善されたことも、同医師の診断及び薬物の処方が正しかつたことを裏付けるものである。

3 なお弁護人は、Cの症状は老齢であることに起因する疑いがある旨主張するが、関係証拠によれば、Cの脳に小梗塞(ラクナ)T検査の結果Cの脳に小梗塞(ラクナ)

前記病名の説明は三つあるが、本件では、前記の清水医師も奥村医師とほぼ同様の病名を診断したことの事実が認められ、これを専門家の医学的な判断として取り扱うことには合理的な疑問を差し挟むべき事情は存しない。前記の認定のとおり、被告人の嫌がらせ行為から隔離することや薬物療法によつてCの症状が改善されたことも、同医師の診断及び薬物の処方が正しかつたことを裏付けるものである。

2 本件について因果関係の有無を検討するに、前掲各証拠によれば、被告人の嫌がらせ行為が昭和五六年以降繰り返された状況は、Cの努力では改善できない事態が長期間継続した状

その状況を捉え誰が見てもストレスになるであろう状況と医学的に判断したこと、解決できない問題に直面してそれに対する能動的な方法を見出せない状況に長期間置かれた者が抑うつ状態に陥ることは医学上首肯できること、被告人がC方近辺に転居して来た平成三年五月頃から、被告人の嫌がらせ行為の対象がC本人にとどまらず家族にまで拡大し、行為がなされる頻度もほぼ毎日というようになり、行為の内容も多様化したこと、Cは、自分のみならず家族にも危害が及ぶことを非常に恐れ、また被告人の怒鳴り声や前記鉄板を踏み鳴らす等の様々な態様で発せられた騒音を近所迷惑として非常に負担に思っていたこと、Cはこれまで精神的疾患に罹患したことがないかったことに、被告人が判示第一の犯行を開始したやや後である同年夏頃から食欲不振、不眠等の症状が家族の目にも明らかなる状態となり、結局前記認定の精神的障害の状態に至っているのであって、被告人の犯行以外に右障害の原因と考えうるものが見当たらないこと（他には原因として加齢によるものがあつて、被告人の犯行は否かを否定しており、その判断は採用できる。）、被告人の嫌がらせ行為からの隔離と薬物療法によつてCの症状が改善されたこと等の事実が認められる。これらの事実を前提として前記基準に従つて判断すると、被告人の行為と本件傷害の結果との間に是一応考えられるが、前記のとおり奥村医師はこれを否定しており、その判断

件関係のみならず、我々の社会生活上の経験に照らし、通常當該行為から当該結果が発生することが相当と見られる関係があるといえるから、因果関係の存在を肯定できる。

卷之三

被告人は、(1)昭和六年三月一日名古屋地方裁判所で住居侵入、建造物損壊の各罪により懲役一年に処せられ、昭和六年二月二九日右刑の執行を受け終わり、(2)その後犯した住居侵入罪により同年一二月二三日同裁判所で懲役八月に処せられ、平成元年七月二三日右刑の執行を受け終わったものであつて、右各事実は前科調書(乙14)及び判決書證本二通(乙16、17)によつてこれを認める。

法令の適用

被告人の判示第一の所為は包括して  
刑法二一〇四条に、判示第二の所為は同  
法二六一条にそれぞれ該当するところ、いざれも所定刑中懲役刑を選択し、  
前記の各前科があるので同法五九条、  
五六条一項、五七条により判示各罪の  
刑についてそれぞれ三犯の加重をし、  
以上は同法四五条前段の併合罪である  
から、同法四七条本文、一〇条により  
重い判示第一の罪の刑に同法一四条の  
制限内で法定の加重をした刑期の範囲  
内で被告人を懲役二年六月に処し、同  
法二二条を適用して未決勾留日数中四  
七〇日を右刑に算入し、訴訟費用は、  
刑事訴訟法一八一条一項ただし書を適  
用して被告人に負担させないこととす  
る。

は民事訴訟等の適法な手段を取るべきであつて、そのような手段を取らざず本件の犯行に及んだ動機には酌量の余地が乏しい。

判示第一の傷害罪は、約七か月間の

刑懲役三年  
（裁判長裁判官土屋哲夫  
岡克俊 裁判官神山千之）